

児童手当 額改定届 (児童の兄姉等の増減額認定請求書) について

これまで児童手当を受給中の方で、児童を監護しなくなった等で対象児童が減った方は額改定届の提出が必要です。下記の説明をよく読み届書に記入してください。対象児童が誰もなくなった場合は、この届ではなく、消滅届が必要となりますのでご注意ください。

また、児童(18歳の年度末までの児童)の兄姉等(18歳に達する日以後の最初の3月31日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)と児童の合計人数が3人以上の場合に、児童の兄姉等の増減に関する書類となります。

○児童の兄姉等の増の場合

児童手当額改定届に併せて、「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出してください。

※監護相当・生計費の負担が確認できた場合に、第3子以降の多子加算のカウント対象となります。

○児童の兄姉等の減の場合

児童手当額改定届のみ提出してください。

不明な点等ありましたら、子ども家庭課子ども医療・手当係にお問合せください。

【記入例】

【記入にあたっての注意点】

児童手当 額改定届 (児童の兄姉等の増減額認定請求書)							届出年月日	届出済月日
新宿区長 宛て							〒	
氏名	①	住所	電話		ア. 児童手当受給 届出済月日 イ. 児童手当受給 届出済月日 ウ. 児童手当受給 届出済月日		イ. 児童手当 受給月日 ウ. その他	
生年月日		加入している が年金制度の種類	ア. 被用者 イ. 自営 ウ. 無職者等でない者		ア. 国民年金 イ. 国民年金 第2号被用者 ウ. 国民年金 第1号被用者 エ. 国民年金 第3号被用者 オ. 国民年金 第4号被用者 カ. 国民年金 第5号被用者 ク. 国民年金 第6号被用者 ク. その他			
減額の原因となる児童								
氏名	続柄	生年月日	同居 別居の別	海外留学中 している場合の 滞留年月	住所	監護の 有無	生計 費の 負担	
②			同・別	年月		有・無	・同一 ・継続 ・未成年親 ・同居親 ・同居親 ・同居親 ・同居親 ・同居親 ・同居親 ・同居親 ・同居親	
増額又は減額の原因となる児童の兄姉等 (18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した日以後の最初の3月31日までの間に係る者)								
氏名	続柄	生年月日	同居 別居の別	海外留学中 している場合の 滞留年月	住所	監護の 有無	生計 費の 負担	
③			同・別	年月		有・無	有・無	
増額した理由								
減額した理由	④							
⑤	ア. 死亡した イ. 監護者となった ウ. 生計を共にしなくなった エ. 生計を共にしなくなった オ. 日本国内に住所を有しなくなった カ. 留学を理由とする場合 ク. 未成年親となった ケ. 児童の兄姉等を監護相当の親とみなさなくなった							
事由の発生した年月日								
⑥								
備考	※額改定・ 届下	※認定・改定・ 届下年月日	※認定・改定 年月	※手当月額	円 円 計			

- ①受給者は、現在児童手当を受給している方になります。(現在、児童手当を受給している方が主たる生計維持者でなくなっている場合は、別途手続きが必要です。必ずお問合せください。)
- ②今回減額の対象となった児童についてのみ記入します。
- ③今回増額又は減額の原因となる児童の兄姉等についてのみ記入します。
- ④児童の兄姉等の増額した理由を記入します。
- ⑤児童及び減額の原因となる児童の兄姉等の該当の減額した理由を記入します。
- ⑥減額又は増額事由の発生した日です。(例：児童と生計を別にした日等)

問合せ先・・・
新宿区子ども家庭部子ども家庭課子ども医療・手当係
TEL03-5273-4546【直通】
FAX03-3209-1145

